



最大 25,000 円分を
20,000 円で
購入できます

プレミアム商品券

購入対象

①子育て世帯
平成28年4月2日～令和元年9月30日
までに生まれた子がいる世帯の世帯主

②非課税者
平成31年度の住民税(均等割)が課税
されていない人

対象外
・住民税が課税されている人に扶養さ
れている人
・生活保護の受給者 など

申込期間(非課税者のみ)

8月上旬～11月29日㊦

販売期間

10月1日㊦～令和2年2月21日㊦

使用期間

10月1日㊦～令和2年2月29日㊦

申請から使用までの流れ

申請

8月上旬に届く申込書に、必要事項
を記入の上、提出してください。

**子育て世帯には、9月下旬に引換券を
郵送しますので、申請は不要です。**

受付場所 商工振興課、各支所

購入

9月下旬に届く引換券と現金、本人
確認書類を持参し、購入してください。

・5,000円分の商品券を4,000円で購
入できます(最大5回)

販売場所 商工振興課、各支所

使用

市内の使用可能な店舗で使用してく
ださい。一覧表は購入時に渡します。

- ・商品券は1枚500円
- ・お釣りは出ません
- ・商品券の転売や譲渡は禁止です

☎ 商工振興課 商工物産係 ☎ 32-1604

**在宅重度障がい者対象
紙おむつ費の購入助成**

常時介護が必要な重度の身体障
がい者(児)・重度の知的障がい者
(児)を在宅介護する家族などに、
紙おむつなどの費用を助成します。
対象 次の全てを満たすこと

- ・介護者、要介護者がともに市内
に居住し、市の住民基本台帳
に記載されていること
- ・要介護者が身体障害者手帳1種
1級または療育手帳A1を持
ち、紙おむつ着用が常時必要
なこと
- ・平成31年度の住民税が非課税の
世帯であること

負担限度額認定制度とは
市民税が非課税の世帯に対し
て、介護保険施設を利用する場合
の食費と居住費の負担を軽くする
制度です。ショートステイも対象
となります。

☎ 高齡介護課 介護保険係
☎(32)14006

助成対象品目

- ・紙おむつ
- ・尿取りパット
- ・使い捨て手袋
- ・清拭剤
- ・ドライシャンプー

持参物 領収証

助成額 上限3万円

※年度ごとに社会福祉課、各支所
での申請が必要です。

☎ 社会福祉課 障がい福祉係
☎(32)13307

**住民と行政の架け橋
行政相談委員の紹介**

身近な場所で相談できるよう
に、各地区には、行政相談委員が
配置されています。

行政相談委員は、皆さんの相談
相手として、行政への意見や要望、
手続きに関する問い合わせなどを
受け付け、その解決のお手伝いを
します。

相談は無料で、秘密は守られま
す。

市では、毎月相談所を開設して
いますので、お気軽にお越しくだ
さい。毎月の日程は、相談のペー
ジをご確認ください。今月は37
ページに掲載しています。

新しい相談委員

再任された相談委員

不知火地区 森脇伸一さん
小川地区 村上民雄さん
豊野地区 村崎信利さん

☎ 総務課 行政係
☎(32)17998

松橋地区 林田 正隆 さん
三角地区 藤田 修一 さん

**介護保険負担限度額認定
証の更新はお済みですか**

現在お持ちの介護保険負担限度
額認定証の有効期限は、7月31日
㊦です。引き続き認定を受ける場
合は、更新申請が必要です。認定
の可否は市民税の課税状況などで
判断します。

申請場所 高齡介護課、各支所

注意

- ・本人と配偶者が持つている全て
の預貯金通帳の直近2カ月分
をコピーし、申請書に添付し
てください。
- ・申請書裏面の同意書も必ず記入
してください。

提出書類

市ホームページに
掲載しています。

☎ 高齡介護課 介護保険係
☎(32)14006

事前相談受付期間
7月1日㊦～8月16日㊦

※電話予約が必要です。

申込受付期間
8月19日㊦～9月20日㊦

※申し込みには、事前相談を受
け、市の提案内容に沿った事
業運営を承諾していただく必
要があります。

提出書類

市ホームページに
掲載しています。

☎ 高齡介護課 介護保険係
☎(32)14006

**特別障害者手当などの現
況届を提出してください**

特別障害者手当などの現況届
は、受給資格があることを届け出
る大切なものです。

対象者には7月下旬に個別に通
知しますので、必要書類を添付し
て提出してください(郵送不可)。

提出期間 8月13日㊦～9月11日
㊦(平日のみの受け付け)

※期間中に提出がないと手当が受
けられなくなる場合があります。

受付場所 住所地の各支所
(松橋町は本庁社会福祉課)

※手当には除外条件・所得制限が
あります。

☎ 社会福祉課 障がい福祉係
☎(32)13307

手当	月額	対象
特別障害者	27,200円	身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人
障害児福祉	14,790円	身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人
経過的福祉	14,790円	障害基礎年金などにより福祉手当制度が廃止になり、福祉手当を受給していた人で特別障害者手当の受給条件に当てはまらず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者(新規認定無し)
特別児童扶養	1級 52,200円 2級 34,770円	20歳未満で身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している父母、または父母に代わって養育している人

**いざというときに備えましょう
エンディングノート配布**

最期まで自分らしく生きる準備
として、これまでの人生の振り返
りや、もしものことがあったとき
のために、自分に関するさまざま
な情報をまとめておくエンディン
グノートを配布
しています。
なくなり次第、
配布終了です

配布場所 高齡介護課、各支所
☎ 高齡介護課 高齡者支援係
☎(32)14006



**地域密着型サービス事業
所を募集します**

公募内容
開設予定年度 令和3年度
サービス種類 (介護予防 認知症
対応型共同生活介護
ユニット数 2ユニット
事業所予定地 ・三角 ・不知火
・松橋

☎ 高齡介護課 介護保険係
☎(32)14006

傍聴に来ませんか
宇城市子ども議会

中学生議員が、ふるさと宇城市の
現状や未来について真剣に議論し
ます。自由に傍聴できます。

とき 7月31日㊦
13:30～16:30
受付開始 13:00

ところ 市役所新館3階
議場

☎ 教育総務課 総務係 ☎32-1907



昨年の子ども議員の一般質問